

講師・相談員・指導員等推薦規程

第1条

この規程は、山梨県社会保険労務士会（以下「本会」という。）が、行政、各種団体又は企業（以下「外部団体等」という）などから講師、相談員若しくは指導員等の推薦要請を受け、会員を推薦する際の基準を定めたものである。

なお、外部からの依頼の有無に係らず、各部会・各支部が主催するものについては、本規程の適用範囲から除くものとする。

第2条

本会会長は、会員の中から3名の委員を委嘱し、本会に講師等推薦委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2. 委員会の委員の任期は、本会の役員の任期に準ずる。

第3条

委員会は本会の公募に応募した者の中から、以下の各号に掲げる点に配慮しながら協議し、適任者を本会会長に推挙する。

- (1) 特定の会員に偏らないこと。
- (2) 出来るだけ新しい会員に機会を与えること。
- (3) 第4条の自己推薦書に基づき、公平に判断する。
- (4) 本年度会費が納入されていること。
- (5) 倫理研修を受講していること。

2. 本会会長は前項の推挙に基づき、これを決定する。

第4条

講師等の公募に応募する会員は、その都度自己推薦書その他必要な資料を委員会に提出しなければならない。

第5条

講習会の講師等として本会からの推薦を希望する会員は、本会が行うセミナー、各種研修会及び自主研修会講師として本会又は教育研修部より依頼があったときは、できるだけ協力をするよう努めなければならない。又、指導員、相談員等として本会からの推薦を希望する会員も、自分の得意とする分野での貴重な体験や事例があったときは申し出て講師などを積極的に努めるものとする。

第6条

本会から推薦された会員は、当該業務の主旨を十分に理解し、依頼先の要望に応えなければならない。

第7条

本規程第3条による推薦を希望する会員は、絶えず研鑽を積み、専門分野に関して常に高レベルの能力を保持しなければならない。

第8条

本会は、外部団体等に推薦し、そこに赴いた会員について、外部団体等から指摘を受けたときはその旨当該会員に伝え、その指摘が専門分野にかかわる資質、能力についての指摘であったときはさらに研鑽するよう勧奨することができる。

附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成25年10月5日から施行する。(第3条(4)、(5))

附 則 この規則は、平成26年5月11日から施行する。(第1条)